

J A F 国内サーキットの公認に関する規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>第5条 公認の手続き 国内公認サーキットの公認申請手続きは、以下の通りとする。</p> <p>1. 申請手続き 公認申請者は、所定の申請<u>方法にて</u>必要事項を記載し、以下の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヵ月前までにJ A Fに申請すること。</p> <p>また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請<u>方法にて</u>必要事項を記載し、添付書類と所定の申請料を添えてJ A Fに申請すること。</p> <p>※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。</p> <p>2. 【略】</p> <p>第6条～第8条 【略】</p> <p>第9条 本規定の施行 本規定は、<u>2025年4月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>第5条 公認の手続き 国内公認サーキットの公認申請手続きは、以下の通りとする。</p> <p>1. 申請手続き 公認申請者は、所定の申請<u>書に</u>必要事項を記入し、以下の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヵ月前までにJ A Fに提出すること。</p> <p>また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請<u>書に</u>必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えてJ A Fに提出すること。</p> <p>※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。<u>その場合は、提出方法について予めJ A Fに確認すること。</u></p> <p>2. 【略】</p> <p>第6条～第8条 【略】</p> <p>第9条 本規定の施行 本規定は、<u>2011年1月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>